

**申請内容に変更があったときは（参加資格：令和5年4月1日から）**

申請後、その内容に変更があったときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（様式第7号）（以下「変更届」という。）及び必要書類（下記【別表】参照）を速やかに契約監理課へ提出してください。変更届の様式は、必ず山口市ウェブサイトからダウンロードしたものを使用してください。

変更届の提出者は代表者となります。**なお、変更があったにも関わらず変更届の提出がない場合、入札に参加できない場合がありますので御注意ください。**

【別表】※各証明書については、写し可としますが、申請日前3箇月以内に証明されたもののみ有効となります。

変更内容	提出書類
1. 登録更新	・登録証明書(通知書)の写し(登録等が必要な場合のみ)
2. 入札参加希望業務の追加、削除	・変更届 ・登録証明書等の写し(登録等が必要な場合のみ)
3. 技術者数の変更	・技術者数調書
4. 企業合併	・競争入札参加資格承継承認申請書 ・資格承継を証明する書類(合併に関する契約書等) ・新規登録時と同じ申請書類一式(返信用封筒は不要)
5. 資本関係・役員兼任状況の変更	・資本関係及び役員兼任に関する調書
6. 本社及び本店関係の変更	
①組織・社名変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書
②住所変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書 ・新住所地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」(本社・本店で山口市と契約する場合で、所在市町村が変わる場合) ・事務所等位置図・事務所等写真(本社・本店の住所が山口市の場合のみ)
③代表者変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書(法人の場合) ・個人事業主が他者へ事業を受け渡すときは、承継承認申請となりますので、お問い合わせください。
④TEL・FAX 番号等の変更	・変更届
7. 支社及び支店関係の変更(委任関係がある支店等の場合のみ届出が必要)	
①住所変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書(登記に支店等の記載がある場合) ・新住所地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」(支店等の所在市町村が変わる場合) ・事務所等位置図・事務所等写真(山口市内の支店等の住所変更のみ提出)
②名称の変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書(登記に支店等の記載がある場合)
③支店長等の変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状
④支店等の廃止 (本店での契約へ変更)	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・本店の所在地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」
⑤TEL・FAX 番号等の変更	・変更届
8. 受任者の設定	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書(登記に支店等の記載がある場合) ・受任者の住所地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」 ・事務所等位置図・事務所等写真(受任者の住所が山口市の場合のみ提出)
9. 山口市内の支店等の設立・廃止(上記7又は8以外)	・変更届 ・山口市の「滞納の無いことの証明書」(設立の場合) ・事務所等位置図・事務所等写真(設立の場合)
10. 使用印変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状
11. 廃業の場合	・変更届
12. 入札参加資格の取消を希望する場合	・変更届

※登記事項証明書の提出が必要な場合において、登記の変更までに相当の日数を要するときは、株主総会の記録等、変更内容及び変更日が確認できる書類の写しをもって代えることができます。この場合は、後日、変更内容が記載された登記事項証明書（写し可）を提出してください。

※東京23区の例外・・・税に関する証明は、都税が対象です。23区内の住所変更の場合は、税に関する証明のみ提出不要です（個人については、都税及び区税が対象ですので、区が変わる際も提出が必要です。）。

#### 更生手続等の開始の決定を受けた会社等の特例について

競争入札参加資格を有する者が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として再度資格審査を行うことができます。この場合において、当該決定を受けた事業者は、下記の書類を提出してください。

##### 【申請書類】

- ・競争入札参加資格再審査申請書（様式第8号）
- ・更生手続等に関する書類（更生手続開始の決定書等）
- ・新規登録時と同じ申請書類一式（返信用封筒は不要）

#### 競争入札参加資格の承継承認申請について

次に掲げる者が競争入札参加資格を承継しようとする場合は、下記の書類を提出してください。

- (1) 有資格業者が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 有資格業者が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 有資格業者が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
- (4) 有資格業者が合併した場合における合併後存続する法人又は合併によって設立した法人

##### 【申請書類】

- ・競争入札参加資格承継承認申請書（様式第9号）
- ・資格継承を証明する書類（合併に関する契約書等）
- ・新規登録時と同じ申請書類一式（返信用封筒は不要）